

証券コード 9068  
平成30年6月12日

## 株主各位

横浜市中区南仲通二丁目15番地

**丸全昭和運輸株式会社**  
代表取締役社長 浅井俊之

### 第116回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第116回定時株主総会を下記により開催いたしますので、  
ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成30年6月27日（水曜日）午後5時45分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬具

記

1. 日 時 平成30年6月28日（木曜日）午前10時  
2. 場 所 横浜市中区尾上町一丁目8番地 関内新井ビル11階  
関内新井ホール（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

#### 3. 会議の目的事項

- 報告事項 1. 第116期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）  
事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件  
2. 第116期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）  
計算書類報告の件

#### 決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件  
第2号議案 株式併合の件  
第3号議案 定款一部変更の件  
第4号議案 取締役16名選任の件

以上

◎当社ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

◎本定時株主総会招集ご通知に添付すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」および「計算書類の個別注記表」につきましては、法令および当社定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.maruzenshowa.co.jp>）に掲載しておりますので、本定時株主総会招集ご通知添付書類には記載しておりません。

したがいまして、本定時株主総会招集ご通知添付書類は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類および計算書類の一部であります。

◎株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.maruzenshowa.co.jp>）に掲載させていただきます。

## (添付書類)

# 事業報告

（平成29年4月1日から  
平成30年3月31日まで）

### 1. 企業集団の現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過および成果

当連結会計年度における我が国経済は、政府の経済政策や日銀の金融緩和政策の継続などによる企業業績の拡大や雇用環境の改善を背景に、設備投資・個人消費も堅調に推移しました。また、世界経済も米国の政権・政策運営の不透明感、北朝鮮や中東情勢をめぐる緊張の高まりなどがありますが、引き続き拡大基調を維持しました。

一方、物流業界におきましては、国際貨物の輸送量は世界経済の持ち直しにより、航空貨物では、輸出入とも半導体等電子部品や、その他機械製品の生産財の荷動きも堅調に推移しました。船積み貨物も輸出では、ASEAN向けが拡大し、一般機械は高水準の伸びが続き、電気機器や化学製品も堅調に推移し、輸入も設備投資の需要を受けて、素材関連や一般機械類が好調でさらに消費財も堅調となりました。また、国内貨物の輸送量は、消費関連貨物が個人消費の改善を受け増加し、生産関連貨物も、旺盛な設備投資や鉱工業生産の拡大を受け、プラスに転じました。

しかしながら、ドライバー不足や同業者間の価格競争などの問題は継続しております、トラックの燃料価格も高止まり傾向にあり、輸送量の増加で明るい兆しも散見しつつ、不安要因が見え隠れする状況が続きました。

このような状況のもと、現在当社グループは平成28年度を初年度とする3か年にわたる第6次中期経営計画を策定し実施しております。本計画においては、グローバル化やテクノロジーがさらに進展した世界を次のステージ(NEXT STAGE)と位置付け、その中でも存在感を発揮し続ける企業として、基盤を強化する3年間としております。当社の目指す姿を「グローバルな視点でサプライチェーンを最適化するロジスティクス・パートナー」とし、「1. 売上の拡大 2. 企業基盤の強化 3. 営業力の強化」の3点を重点施策として掲げ、目標売上・利益の達成に取り組んでまいりました。

その結果、鉄鋼や化学製品など既存荷主の業績好調に加え、モーター関連製品や住宅資材の3PL業務の拡大、ステンレス、半導体関連機器、変圧器等の取扱いの増加により增收となり、昨年達成した念願の連結売上1,000億円超の実績をさらに上回り、5期連続の增收増益を達成することができました。

以上により当連結会計年度の売上高は110,685百万円と前期比5.6%の增收、営業利益は6,091百万円と前期比9.7%の増益、経常利益は6,786百万円と前期比10.3%の増益、親会社株主に帰属する当期純利益は4,699百万円と前期比6.3%の増益となりました。

事業別の状況は次のとおりであります。

#### ＜物流事業＞

貨物自動車運送事業については、関東地区では日用雑貨や橋梁輸送の取扱い減少がありました。ステンレス、精密機器、住宅資材および輸出建機の取扱い増加がありました。中部地区では、ステンレスの取扱い増加があり、関西地区では、住宅機器や断熱材の取扱い減少でしたが、日用雑貨や変圧器の取扱い増加がありました。また、モーター関連製品の取扱い増加があり、全体では増収となりました。

港湾運送事業については、関東地区では非鉄金属の取扱い減少および断熱材や農業器具の輸入取扱い減少でしたが、半導体設備の輸出取扱い増加や中東向けプラント案件の取扱い増加があり、全体では増収となりました。

倉庫業については、関東地区では日用雑貨や断熱材の取扱い減少でしたが、住宅資材や幼児用教材の取扱い増加があり、関西地区では、断熱材の取扱い減少でしたが、日用雑貨の取扱い増加がありました。また、モーター関連製品の取扱い増加があり、全体では増収となりました。

鉄道利用運送事業については、関東地区での住宅資材や樹脂製品の取扱い増加があり、増収となりました。

その他の物流附帯事業については、外航船収入では、自動車部品、中東向けプラント案件、合成ゴムや工業用ガスの輸出に伴う取扱い増加があり、増収となりました。内航船収入では、石炭の取扱い増加でしたが、穀物類の取扱い減少があり、減収となりました。また、航空収入では、建設機械部品の輸入取扱い増加や、変電所設備の輸出業務新規獲得により増収となりました。荷捌収入では、モーター関連製品の取扱い増加があり、増収となりました。物流附帯事業全体では増収となりました。

以上により、＜物流事業＞は前期比5.2%の増収となりました。

#### ＜構内作業及び機械荷役事業＞

構内作業については、工作機械の取扱い減少でしたが、鉄鋼関連製品の取扱い増加があり、増収となりました。

機械荷役事業については、クレーン作業の取扱い増加があり、増収となりました。

以上により、＜構内作業及び機械荷役事業＞は前期比4.3%の増収となりました。

#### ＜その他事業＞

工事収入については、国内の移設案件の受注が増加し大幅な増収となりました。

地代収入については若干増加し、その他事業全体では大幅な増収となりました。

以上により、＜その他事業＞は前期比26.2%の大幅な増収となりました。

なお、事業別の売上高は、以下の表のとおりであります。

事 業 别	売 上 高		
	金 額	前 期 比 率	構 成 比 率
物 流 事 業	百万円 93,392	% 5.2	% 84.4
構内作業及び機械荷役事業	14,315	4.3	12.9
そ の 他 事 業	2,977	26.2	2.7
合 計	110,685	5.6	100.0

## ② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資は、物流拠点の確保、保管設備の増強ならびに輸送力強化・環境対応のための車輌・機械荷役装置への投資などであり、その総額は4,005百万円となりました。

当連結会計年度中に完成した主要設備は次のとおりであります。

- ・仙台物流センター（一般・危険物倉庫）建設（宮城県名取市）
- ・小倉第二期倉庫（一般倉庫）建設（福岡県北九州市）

## ③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

## (2) 直前3事業年度の財産および損益の状況

(単位：百万円)

区 分	第 113 期 平成26年度	第 114 期 平成27年度	第 115 期 平成28年度	第 116 期 (当連結会計年度) 平成29年度
売 上 高	94,672	99,902	104,824	110,685
経 常 利 益	5,391	5,864	6,149	6,786
親会社株主に帰属する当期純利益	3,660	3,978	4,420	4,699
1株当たり当期純利益	40円90銭	44円46銭	49円41銭	51円61銭
総 資 産	116,037	114,382	122,647	128,046
純 資 産	67,379	68,222	73,705	81,096
1株当たり純資産額	751円95銭	761円52銭	822円80銭	846円95銭

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により算出しております。  
 2. 1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

### (3) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
丸十運輸倉庫株式会社	百万円 121	% 99.9	物流事業、構内作業及び機械荷役事業
丸全北海道運輸株式会社	30	100.0	物流事業
丸全水戸運輸株式会社	30	100.0	物流事業
丸全京浜物流株式会社	250	100.0	物流事業
丸全鹿島物流株式会社	130	100.0	物流事業
丸全中部物流株式会社	70	100.0	物流事業
丸全関西物流株式会社	150	100.0	物流事業
昭和物流株式会社	50	95.0	物流事業
昭和アルミサービス株式会社	50	100.0	物流事業、構内作業及び機械荷役事業
SASロジスティックス株式会社	150	100.0 (100.0)	物流事業
株式会社スマイルライン	35	100.0	物流事業
丸全京葉物流株式会社	50	100.0	物流事業、構内作業及び機械荷役事業
丸全港運株式会社	80	100.0	物流事業
丸全トランスポーティング株式会社	20	100.0	物流事業
丸全流通サービス株式会社	15	100.0	物流事業、構内作業及び機械荷役事業
丸全茨城流通株式会社	15	100.0	物流事業、構内作業及び機械荷役事業
丸全九州運輸株式会社	20	100.0	物流事業
武州運輸倉庫株式会社	90	100.0	物流事業
丸全中部流通株式会社	20	100.0	物流事業、構内作業及び機械荷役事業
丸全関西流通株式会社	15	100.0	物流事業、構内作業及び機械荷役事業
鹿島タンクターミナル株式会社	1,000	93.5	物流事業、構内作業及び機械荷役事業
丸全電産ロジステック株式会社	250	100.0	物流事業、構内作業及び機械荷役事業
丸全電産儲運(平湖)有限公司	2,400 (千米ドル)	100.0 (100.0)	物流事業、構内作業及び機械荷役事業
ベトナム丸全電産ロジステック会社	533,430 (千ベトナムドン)	100.0 (100.0)	物流事業
マルゼン・オブ・アメリカ インコーポレイテッド	3,600 (千米ドル)	100.0	物流事業

- (注) 1. 議決権比率の( )内は、間接所有割合の内数であります。  
 2. 当社の連結子会社は、上記の重要な子会社25社であり、持分法適用関連会社は2社であります。

#### (4) 対処すべき課題

今後の我が国経済は、個人消費や設備投資の堅調な伸びが、引き続き景気拡大を下支えし、当面、内需主導で企業部門・家計部門ともにバランスのとれた成長が見込まれます。また、世界経済の回復を背景に、輸出は拡大基調を維持するものの、景気拡大の勢いは鈍化するとみられます。なお、金融市場の混乱や地政学的リスクの継続、保護主義的な動きが強まるなど、世界経済の先行き不透明感が強まる場合には、特に下振れリスクに注意を要します。

このような状況のもと、第6次中期経営計画の2年目である昨年度は、鉄鋼や化学製品など既存荷主の業績好調に加え、モーター関連製品や、住宅資材の3PL業務の拡大、ステンレス、半導体関連機器、変圧器等の取扱いの増加があり、過去最高の売上・利益を達成しました。また、働き方改革による「生産性向上」の決意を示し、「丸全版 働き方改革プロジェクト」を発足し、施策の一部を実施しました。引き続き、従業員の健康増進を重視し、健康管理を経営課題として捉え、従業員の健康の維持・増進、会社の生産性と企業価値の向上を目指す「健康経営」を推進してまいります。

第6次中期経営計画の最終年度となる本年度は、2020年の東京オリンピック以降の経済状況、グローバル化やテクノロジーのさらに進展した次なるステージを見据えながら、労働環境の整備やIT化による「品質」の向上、組織の再編による企業基盤の強化、アセットの拡充による営業力の強化を図ることで、3PL事業およびグローバル物流事業の売上を拡大してまいります。

株主の皆様におかれましては、何とぞ格別のご理解をいただき、倍旧のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申しあげます。

## (5) 主要な事業内容（平成30年3月31日現在）

当社グループは、物流事業を主な事業として、以下の事業活動を展開しております。

事業区分	主要な事業内容
物流事業	貨物自動車運送事業、利用運送事業（貨物自動車・鉄道・外航海運・内航海運・航空）、港湾運送事業（一般港湾運送・港湾荷役（船内、沿岸）・船運送）、倉庫業、通関業、梱包業、海上運送事業、航空運送代理店業
構内作業及び機械荷役事業	工場構内での原料、製品、重量物、精密機械等の移送、組立、充填、構内倉庫への保管、入出荷作業とこれらに附帯する諸作業並びに機械の賃貸
その他事業	建設業、警備業、不動産業、保険代理業、自動車整備業

(6) 主要な事業所（平成30年3月31日現在）

## ① 当社

本社 横浜市中区南仲通二丁目15番地  
支店 鹿島支店（茨城県神栖市） 東京海運支店（東京都港区）  
川崎支店（川崎市川崎区） 関東支店（横浜市中区）  
中部支店（名古屋市中村区）\* 関西支店（大阪市北区）  
東京事務所（東京都港区）

\* 平成30年4月1日付機構改訂において、関西支店（大阪市北区）を分割し、堺泉北支店（堺市堺区）を新設しております。

## ② 重要な子会社の本社

- \* 丸十運輸倉庫株式会社 (東京都港区)
- 丸全北海道運輸株式会社 (北海道苫小牧市)
- 丸全水戸運輸株式会社 (茨城県笠間市)
- 丸全京浜物流株式会社 (横浜市旭区)
- 丸全鹿島物流株式会社 (茨城県神栖市)
- 丸全中部物流株式会社 (名古屋市中川区)
- 丸全関西物流株式会社 (神戸市東灘区)
- 昭和物流株式会社 (川崎市川崎区)
- 昭和アルミサービス株式会社 (栃木県小山市)
- S A Sロジスティックス株式会社 (栃木県小山市)
- 株式会社スマイルライン (千葉県船橋市)
- 丸全京葉物流株式会社 (千葉県市原市)
- 丸全港運株式会社 (横浜市中区)
- 丸全トランスパック株式会社 (横浜市鶴見区)
- 丸全流通サービス株式会社 (横浜市中区)
- 丸全茨城流通株式会社 (茨城県神栖市)
- 丸全九州運輸株式会社 (北九州市小倉北区)
- 武州運輸倉庫株式会社 (千葉県船橋市)
- 丸全中部流通株式会社 (名古屋市中村区)
- 丸全関西流通株式会社 (大阪市北区)
- 鹿島タンクターミナル株式会社 (茨城県神栖市)
- 丸全電産ロジステック株式会社 (東京都港区)
- 丸全電産儲運 (平湖) 有限公司 (中国浙江省)
- ベトナム丸全電産ロジステック会社 (ベトナム ホーチミン・オブ・アメリカ インコーポレイテッド)  
(米国カリフォルニア州)

\* 丸十運輸倉庫株式会社は、平成30年4月1日付にて、本社を岡山県岡山市（同社旧岡山支社）に移転しております。

(7) 使用人の状況（平成30年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人數	前連結会計年度末比増減
物流事業	2,501名	92名増
構内作業及び機械荷役事業	868名	5名増
その他事業	121名	7名増
全社（共通）	165名	7名増
合計	3,655名	111名増

(注) 使用人数は就業員数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人數	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,113名	56名増	41.7歳	17.1年

(注) 使用人数は就業員数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（平成30年3月31日現在）

借入先	借入額
株式会社横浜銀行	8,236百万円
三菱UFJ信託銀行株式会社	6,708
株式会社みずほ銀行	1,610

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社の子会社であるベトナム丸全電産ロジステック会社は、重要性が増したため平成30年3月期第2四半期より連結子会社となりました。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況（平成30年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 197,000,000株
- ② 発行済株式の総数 98,400,882株（自己株式1,100,767株を含んでおります。）  
(注)転換社債の新株予約権の行使により、前期末より179,176株増加しております。
- ③ 株主数 4,765名
- ④ 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
丸全商事株式会社	8,229千株	8.46%
明治安田生命保険相互会社	6,095	6.26
株式会社横浜銀行	4,517	4.64
丸全昭和運輸取引先持株会	3,795	3.90
三菱UFJ信託銀行株式会社	3,716	3.82
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	3,593	3.69
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2,527	2.60
横浜振興株式会社	2,207	2.27
日本生命保険相互会社	2,010	2.07
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	1,800	1.85

(注) 持株比率は自己株式(1,100,767株)を控除して計算しております。

## (2) 新株予約権等の状況（平成30年3月31日現在）

その他新株予約権等に関する重要な事項

平成26年2月17日開催の取締役会決議に基づき発行した、丸全昭和運輸(株)130%コールオプション条項付第5回無担保転換社債型新株予約権付社債（期中償還請求権および転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付）に付された新株予約権

[転換社債型新株予約権付社債の内容]	
社 債 の 総 額	50億円
各 社 債 の 金 額	100万円の1種類
利 率	本社債には利息を付さない。
社 債 の 発 行 日	平成26年3月4日
償 還 の 方 法 お よ び 偿 還 日	平成31年3月29日に各社債の金額100円につき100円で償還。なお、本新株予約権付社債の要項に従い、繰上償還があることがある。
募 集 方 法	一般募集
[新株予約権の内容]	
社債に付された新株予約権の総数	5,000個
新株予約権の目的である株式の種類と 数	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。</li> <li>・本新株予約権の目的である株式の数は、本新株予約権に係る本社債の金額の総額を下記に定める転換価額で除して得られる数とする。</li> </ul>
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額	本新株予約権と引換えに金銭の払込は要しない。
新株予約権の行使に際して出資される財産の内容およびその価額	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本新株予約権の行使に際しては、本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、出資される財産の価額は、当該本社債の払込金額と同額とする。</li> <li>・転換価額 413円</li> </ul>
新 株 予 約 権 の 行 使 期 間	平成26年4月1日から平成31年3月27日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。</li> <li>・本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。</li> </ul>
新 株 予 約 権 の 行 使 の 条 件	当社が本新株予約権付社債を買い入れ本社債を消却した場合には、当該本社債に係る本新株予約権を使用することはできない。また、各本新株予約権の一部について本新株予約権を使用することはできないものとする。
転換社債型新株予約権付社債の残高	24億4,400万円

### (3) 会社役員の状況

#### ① 取締役および監査役の状況 (平成30年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	浅 井 俊 之	
代表取締役専務	大 西 敬 二	全部門、全関係会社統括 営業本部長
常務取締役	中 村 国 宏	中部支店、関西支店、鹿島支店、成田物流センター 一管掌
常務取締役	加 山 等	営業本部副本部長
常務取締役	鈴 木 秀 明	海外事業本部長 マルゼン・オブ・アメリカ インコーポレイテッド 取締役社長 丸全電産儲運(平湖)有限公司 董事長
常務取締役	中 野 正 也	総務部、経営企画部、人事部、物流品質環境部 管掌・担当
常務取締役	石 川 健 一	経理部、関連事業部、情報システム部、A E O 総括管理室管掌・担当
常務取締役	龍 康 殿 秀 尊	海運業務部、港運部、輸出梱包センター、通関・ 保税部、東京海運支店管掌・担当
常務取締役	若 尾 正 道	関東支店管掌・担当
常務取締役	岡 田 廣 次	川崎支店、機工部管掌・担当
取締役相談役	野 口 正 剛	
取 締 役	村 田 安 通	内部監査室担当 内部監査室長
取 締 役	野 口 利 英	鹿島支店、成田物流センター担当
取 締 役	嶋 田 良 二	中部支店、関西支店担当 中部支店長 丸全中部流通株式会社 代表取締役社長
取 締 役	安 藤 雄 一	営業企画部、営業開発部、3 P L 事業部担当 営業企画部長兼3 P L 事業部長 丸全北海道運輸株式会社 代表取締役社長
取 締 役	内 藤 彰 信	
取 締 役	梅 若 和 子	飛騨川温泉土地株式会社 代表取締役
常勤監査役	山 形 正 治	
常勤監査役	瀧 谷 康 弘	株式会社有隣堂 社外監査役
監 査 役	竹 内 伸 行	三菱U F J 不動産販売株式会社 代表取締役社長
監 査 役	佐 藤 昭 雄	佐藤昭雄会計事務所 所長

- (注) 1. 取締役内藤彰信および梅若和子の両氏は、社外取締役であります。
2. 監査役澁谷康弘、竹内伸行、佐藤昭雄の3氏は、社外監査役であります。
3. 監査役山形正治氏は、平成10年以来、平成24年に常勤監査役に就任するまでの間、当社の経理部長ならびに財務担当の役付取締役を経験しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役佐藤昭雄氏は、公認会計士ならびに税理士の資格を有しております。
5. 当社は、取締役内藤彰信および梅若和子ならびに監査役佐藤昭雄の3氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 当事業年度の取締役の異動は次のとおりであります。
- (1) 平成29年6月29日開催の第115回定時株主総会終結の時をもって常勤取締役野口三郎および取締役高橋秀一の両氏が任期満了により退任いたしました。
  - (2) 平成29年6月29日開催の第115回定時株主総会において、新たに野口利英、嶋田良二、安藤雄一の3氏が取締役に就任いたしました。
  - (3) 平成29年6月29日開催の第115回定時株主総会において、新たに佐藤昭雄氏が監査役に就任いたしました。なお、同氏の任期は、他の監査役3氏の任期の満了する時までとなっております。

## ② 取締役および監査役に支払った報酬等の総額

### 当事業年度に係る報酬等の総額

区分	分	支給人員	支給額
取 (うち社外取締役)	締 役	19名 (2)	325百万円 (6)
監 (うち社外監査役)	査 役	4 (3)	28 (18)
合	計	23	354

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役ならびに監査役の報酬限度額は、平成19年6月28日開催の第105回定時株主総会において、役員報酬制度の見直しを行い、退職慰労金制度を廃止とともに、役員賞与もそれぞれ報酬額に組込み「取締役は年額350百万円以内」「監査役は年額36百万円以内」と決議をいただいております。
3. 平成19年6月28日開催の第105回定時株主総会において、役員退職慰労金の打切り支給を決議しております。当事業年度末現在における今後の打切り支給予定額は、以下のとおりであります。なお、支給時期は各役員の退任時としております。
- ・取締役4名 63百万円

## ③ 社外役員に関する事項

- イ. 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係
- ・取締役梅若和子氏は、飛騨川温泉土地株式会社の代表取締役であります。なお、当社は飛騨川温泉土地株式会社との間には特別な関係はありません。
  - ・常勤監査役澁谷康弘氏は、株式会社有隣堂の社外監査役であります。なお、当社は株式会社有隣堂との間には特別な関係はありません。
  - ・監査役竹内伸行氏は、三菱UFJ不動産販売株式会社の代表取締役社長であります。なお、当社は三菱UFJ不動産販売株式会社との間には特別な関係はありません。

口. 当事業年度における主な活動状況  
 • 取締役会および監査役会への出席状況

区分	氏名	取締役会出席状況	監査役会出席状況	発言状況
取締役	内藤彰信	16回中16回 (100%)	—	他社での経営者としての豊富な経験と幅広い見識を活かし、社外取締役として独立した立場からコーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため、適宜発言を行っております。
	梅若和子	16回中14回 (87.5%)	—	飛騨川温泉土地株式会社の代表取締役として長年の経営に携わり、その豊富な経験と知識を活かし、グローバルかつ女性の視点をもって、社外取締役として独立した立場からコーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため、適宜発言を行っております。
監査役	瀧谷康弘	16回中16回 (100%)	14回中14回 (100%)	株式会社横浜銀行の取締役執行役員として、経営に深く参画された経験に基づき、取締役会、監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
	竹内伸行	16回中16回 (100%)	14回中14回 (100%)	三菱UFJ信託銀行株式会社の専務取締役として、経営に深く参画された経験に基づき、取締役会、監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
	佐藤昭雄	11回中11回 (100%)	9回中9回 (100%)	長年にわたる公認会計士としての活動により深い専門知識と経験を有しており、社外監査役として取締役会、監査役会で財務の健全性や正確性の観点から適切な助言を行っております。

(注) 監査役佐藤昭雄氏は、平成29年6月29日開催の第115回定時株主総会において選任されたため、取締役会および監査役会の開催回数が他の社外役員と異なります。同氏の就任後の取締役会の開催回数は11回、監査役会の開催回数は9回であります。

#### ハ. 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役および各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を結んでおります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。

#### (4) 会計監査人の状況

##### ①会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

##### ②会計監査人に対する報酬等

- ・当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額

新日本有限責任監査法人	39百万円
-------------	-------

- ・当社および子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額

新日本有限責任監査法人	40百万円
-------------	-------

- (注) 1. 当社と新日本有限責任監査法人との間の監査契約において会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区別していないため、上記の報酬等の額には、これらの合計金額を記載しております。
2. 当社の重要な海外子会社（マルゼン・オブ・アメリカ インコーポレイテッド）につきましては、当社の会計監査人以外の会計監査人の監査を受けております。

##### ③監査役会が会計監査人の報酬等の額について同意した理由

会計監査人である新日本有限責任監査法人から説明を受けた当該事業年度の監査計画に係る監査時間・配員計画から見積もられた報酬額の算定根拠等について、監査業務と報酬との対応関係が詳細かつ明瞭であることから、合理的なものであると判断いたしました。

##### ④会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

## (5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他の会社の業務並びに会社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制についての決定内容および運用状況の概要は以下のとおりであります。

### 1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役会は、法令、定款、取締役会規程等に基づき、会社の重要な業務執行を決定するとともに、取締役の職務の執行を監督する。

監査役は、法令が定める権限を行使するとともに、監査役監査基準等に基づき取締役の職務の執行を監査する。

#### (運用状況)

取締役会は、社外取締役2名を含む取締役17名で構成され、社外監査役3名を含む監査役4名が出席しています。

当事業年度に開催された取締役会は16回で、取締役会では法令、定款、取締役会規程等に基づき上程された会社の重要な業務執行を審議し、決議しました。

また、毎月開催される定例取締役会では、各取締役から執行状況の報告を求め、取締役の職務の執行を監督しました。

監査役は、監査役監査基準等に基づき取締役会およびその他重要な会議に出席し、取締役の職務の執行を監査しました。

### 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、法令および情報管理規程等の社内規程に基づき、情報の管理を行うとともに、取締役会議事録、稟議書等の文書の保存を行う。

当社は、個人情報の管理については、代表取締役社長が議長を務めるCSR推進会議が管轄する個人情報保護管理委員会を設置し、当社が定めた個人情報保護管理規程に基づき対応する。

#### (運用状況)

取締役会議事録、稟議書等の取締役の職務の執行に係る各種情報については、各規程に基づき適切に保存および管理を行っています。

個人情報については、個人情報保護管理委員会のもと個人情報保護管理規程に基づき適切に対応しています。

またマイナンバーについては、特定個人情報管理規程に基づき適切に管理しています。

当事業年度は、個人情報保護法が改正されたことに伴い、個人情報保護管理規程の改訂、社内への周知を実施しました。

### 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、リスク管理を統括する組織として代表取締役社長が議長を務めるCSR推進会議が管轄するリスク管理委員会を設置し、当社が定めたリスク管理規程に基づき、リスク管理体制の構築および運用を行う。

各部門の長は、それぞれの部門に関するリスクの管理を行い、かつ、定期的にリスク管理の状況をリスク管理委員会に報告する。

#### (運用状況)

リスク管理規程に基づきリスクアセスメントを実施して、経営に重要な影響を与える可能性のあるリスクを特定し、対策を実施しています。

倉庫建設等の投資案件については、大型投資事前審査委員会にて、個別の投資リスクを確認しています。

また、大規模地震等の災害の発生に備え、事業継続計画（BCP）を策定して事業継続・復旧マニュアル等を整備し、復旧対策本部訓練と社員の安否確認訓練を定期的に実施しています。

リスク管理委員会の活動状況は、CSR推進会議および取締役会にて定期的に報告しています。

#### **4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

当社は、中期経営計画を定め、当社グループとして達成すべき目標を明確化し、各部門においては、その目標達成にむけた具体策を立案し実行する。

当社は、取締役会を経営の基本方針や経営上の重要な事項について決定する機関であるとともに、取締役の職務の執行状況を監督する機関として位置づけ、月1回の定例取締役会と必要に応じて臨時取締役会を随時開催できる体制を整え、意思決定の迅速化と業務執行の厳正な監督を行う。

当社は、代表取締役社長直轄の機関として常務会を設置し、毎週1回開催して取締役会の決議事項やその他重要案件に対する十分な事前審議を行う。

##### **(運用状況)**

取締役会は、第6次中期経営計画（平成28年度～平成30年度）について、四半期ごとに進捗状況の報告を求め、取締役の職務の執行が効率的に行われるよう監督しています。

また取締役会決議事項については、常務会において十分な事前審議を経て決議しています。

#### **5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制**

当社は、当社の社員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制として、代表取締役社長が議長を務めるCSR推進会議が管轄するコンプライアンス委員会を設置する。

当社は、社員の行動規範を定め、社内に周知徹底させるとともに、コンプライアンス・プログラムを策定し、コンプライアンスに関する研修、マニュアルの作成・配付等を行うことにより、社内に対しコンプライアンスの知識を高めると同時にコンプライアンスを尊重する意識を醸成する活動を行い、コンプライアンス体制の維持と管理に努める。また、内部通報規程を定めて、社員からの通報を適切に取扱い、必要な調査・是正措置を実施する。

##### **(運用状況)**

コンプライアンス委員会は、社員の行動規範をはじめとする当社の方針を記載した方針手帳を作成して社員に配付し、コンプライアンス教育を実施しています。

また、当社の事業に係る法律について、公布されたものを半年ごとにチェックし、改正点への対応を実施しています。

コンプライアンス委員会の活動状況は、CSR推進会議および取締役会にて定期的に報告しています。

#### **6. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制**

子会社は、当社の定める関係会社管理規程に基づき、重要な承認事項については当社の所定の承認を得ることとし、また、重要な報告事項については当社の常務会に報告することとする。

##### **(運用状況)**

子会社の重要な承認事項については、関係会社管理規程に基づき、当社の取締役会、稟議書等で承認するとともに、重要な報告事項についても当社の常務会に報告されています。

## 7. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

子会社は、当社のリスク管理規程に基づき、当社に準じたリスク管理体制を構築しリスクの管理を行う。

### (運用状況)

子会社は、当社のリスク管理規程に基づき、子会社ごとにリスク管理責任者とリスク管理担当者を任命して、リスク管理体制を構築しています。重要な子会社では、当社に準じてリスクアセスメントを実施し、経営に重要な影響を与える可能性のあるリスクを特定し、対策を実施しています。

当社が策定している事業継続計画（B C P）は子会社にも適用し、安否確認訓練は子会社の社員にも実施しています。

また、子会社では、独自の事業継続・復旧マニュアルを整備しています。

## 8. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、子会社を管理する部署として関連事業部を置くとともに関係会社管理規程を制定し、業務の円滑化と管理の適正化をはかり、子会社の取締役、監査役の職務の執行が効率的に行われる体制を構築する。

### (運用状況)

子会社は、当社が策定する中期経営計画に基づき、各社ごとに社長方針と重点施策を策定し、定期的に進捗状況を報告しています。

子会社の代表者は、当社の部支店長会への出席や業務日報にて、職務の執行状況を定期的に報告しています。

関連事業部は、関係会社管理規程に基づき子会社を管理し、定期的に関係会社会議を開催して、共通課題について指導を実施しています。

## 9. 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

子会社は、当社のコンプライアンス規程に基づき、コンプライアンス体制を構築する。当社が定めた行動規範は子会社の社員にも適用する。

### (運用状況)

子会社は、当社のコンプライアンス規程に基づき、子会社ごとにコンプライアンス責任者とコンプライアンス担当者を任命して、コンプライアンス体制を構築しています。

コンプライアンス委員会は、行動規範を記載した方針手帳を、子会社の社員にも配付しています。

また、当社グループの事業に係る法律の改正をチェックし、必要に応じて子会社に通知、教育を実施しています。

## 10. その他の会社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

コンプライアンス委員会は、当社グループ全体のコンプライアンス体制の構築に努める。

リスク管理委員会は、当社グループ全体のリスク管理体制の構築に努める。当社は、代表取締役社長直轄の部署として内部監査室を置き、当社ならびに当社グループにおける内部管理体制の適切性、有効性を検証する。

### (運用状況)

コンプライアンス委員会は、コンプライアンス規程に基づき、当社グループ全体のコンプライアンスの維持管理体制を構築しています。

リスク管理委員会は、リスク管理規程に基づき、当社グループの事業目的の達成を阻害する要因を特定し、対応策を実施しています。

内部監査室は、監査計画に基づき、当社ならびに子会社にて内部監査を実施し、監査結果を常務会に報告しています。

**11. 監査役がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合における当該使用者に関する事項**

現在、当社では、監査役の職務を補助すべき社員はいないが、監査役または監査役会から要請があった場合は、監査役室を置き、必要な人員を配置する。

(運用状況)

当事業年度においては、監査役または監査役会から監査役の職務を補助すべき使用者の要請はありませんでした。

**12. 前号の使用者の取締役からの独立性に関する事項**

監査役室の社員の人事異動、人事考課等については、監査役会の事前の同意を得るものとする。

(運用状況)

当事業年度においては、監査役室の社員はいませんでした。

**13. 監査役の職務を補助すべき使用者に対する指示の実効性に関する事項**

監査役室の社員は、当社の全ての取締役および社員の指揮命令を受けないと、職制規程に明記し、これを徹底する。

(運用状況)

当事業年度においては、監査役室の社員はいませんでした。

**14. 取締役及び使用者が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制**

取締役および社員は、会社に重大な損失を与える事項が発生または発生する恐れがあるとき、または、取締役および社員による違法または不正な行為を発見したとき、その他監査役会が報告すべきものと定めた事項が発生したときは、監査役または監査役会に報告する。

部門を担当する取締役は、当該部門長とともに、定期的または必要に応じ、担当する部門のリスク管理体制を含めた現況について監査役または監査役会に報告するものとする。

(運用状況)

コンプライアンス委員会ならびにリスク管理委員会の活動について、四半期ごとに取締役会において監査役にも報告しています。

社員からの内部通報は、窓口である総務部より監査役に報告しています。

また社外取締役と監査役からなる社外窓口を設置し、監査役へ直接報告できる体制を整備しています。

**15. 子会社の取締役等及び使用者又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制**

当社は、内部通報規程に基づき、当社グループの内部通報制度を整備運用する。内部通報制度の窓口となる部門は総務部とし、子会社の取締役、監査役および社員から通報を受けたときは、当社の監査役に報告する。

(運用状況)

子会社の社員等より通報を受けた場合は、窓口である総務部より監査役に報告しています。

また社外取締役と監査役からなる外部窓口を設置し、子会社の社員等からも直接通報できる体制を整備しています。

**16. 監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**

当社は、当社グループの社員が監査役へ情報提供をしたことを理由とした不利益な待遇は、一切行わない。

### (運用状況)

内部通報規程において、通報したことを理由に、通報者に対し不利益な取扱いや通報者の職場環境が悪化することがないよう、適切な措置を講ずることを規定しています。

### 17. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役は職務の執行について生ずる費用を会社に請求できることとし、会社はその費用を負担する。

### (運用状況)

監査役が職務の執行のために支払った費用については、速やかに処理しています。

### 18. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役および社員は、監査役監査に対する理解を深め、監査役監査の環境を整備するよう努める。

監査役は、代表取締役との定期的な意見交換会を開催し、また、内部監査室との連携をはかり、会社との適切な意思疎通と効果的な監査業務の遂行をはかる。

監査役は、取締役会のほか、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、常務会、部支店長会、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会などの重要な会議に出席するとともに、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または社員にその説明を求めることがあります。

監査役は、当社の会計監査人から定期的に会計監査内容についての報告を受けるとともに、意見交換を行い会計監査との連携をはかる。

### (運用状況)

監査役は、代表取締役、内部監査室、当社の会計監査人と定期的な会合を設け、報告を受けるとともに意見交換を行い、監査の実効性を確保しています。また、取締役会のほか常務会等の社内の重要な会議に出席し、必要に応じ意見を述べ、また説明を求めています。

### 19. 財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制

当社は、金融商品取引法の定めに従い、当社グループの財務報告の信頼性と適正性の確保を目的として、財務報告に係る内部統制の構築を行う。

財務報告に係る内部統制と金融商品取引法およびその他の関係法令等との適合性を確保するため、その仕組みを継続的に評価し必要な是正を行う。

### (運用状況)

内部統制委員会は、財務報告に係る内部統制の整備状況および運用状況を評価し、必要に応じて是正を行い、取締役会に報告しています。

## (6) 株式会社の支配に関する基本方針

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号に定義されるものをいい、以下「基本方針」といいます。）ならびに基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み（会社法施行規則第118条第3号ロ(2)）の一つとして、平成29年5月11日開催の当社取締役会において「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」の継続を決議し、平成29年6月29日開催の当社第115回定時株主総会において本プランの継続について承認を得ております。

### I. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様の決定に委ねるべきだと考えております。

ただし、株式の大規模買付提案の中には、たとえばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもあります。

そのような大規模買付行為を行なう者は当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考え、係る提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉などを行なう必要があると考えております。

### II. 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、昭和6年創業の総合物流企業であり、社是である「熱と努力」の下、経営理念の第一義に「お客様第一主義」を掲げ、国内外の関係会社や提携会社と一緒に物流ネットワークと最新のIT技術を駆使した海・陸・空にわたる複合一貫輸送に取組んでまいりました。

このような当社及び当社グループの企業価値の源泉は、①高度化する物流市場の多様なニーズに即応できるグローバルな物流サービスの構築力と提案力、②最新の物流施設、豊富な経験と高度な技術を兼ね備えた高品質な現場力、③物流が公益に深く関わる事業である事を自覚し、コンプライアンスを第一に、安全、環境、品質等、CSRへの取組みを実践していることにあると考えております。

### III. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

#### 1. 本プランの概要と目的

当社は、当社株式等の大規模買付行為を行なおうとする者が遵守すべきルールを明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報および時間、ならびに大規模買付行為を行なおうとする者との交渉の機会を確保するために、平成26年6月26日開催の当社定時株主総会において株主の皆様のご承認を頂き、「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策」（以下「本プラン」といいます。）を継続しております。

本プランは、以下の通り、当社株式等の大規模買付行為を行なおうとする者が遵守すべきルールを策定するとともに、一定の場合には当社が対抗措置をとることによって大規模買付行為を行なおうとする者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株式等の大規模買付行為を行なおうとする者に対して、警告を行なうものです。

なお、本プランにおいては対抗措置の発動にあたって、当社取締役会がより適切な判断を下せるようにするため、独立委員会規程に従い、当社社外取締役、当社社外監査役、または社外の有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士もしくは学識経験者またはこれらに準じる者）で、当社の業務執行を行なう経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会（以下「独立委員会」といいます。）の勧告を尊重するとともに、株主の皆様に適時に情報開示を行なうことにより透明性を確保することとしています。また、独立委員会の勧告がある等一定の場合には、株主意思の確認手続きとして、株主意思確認総会における株主投票、または書面投票のいずれかを選択し実施することがあります。

#### 2. 本プランの内容

本プランは以下の(i)又は(ii)に該当する当社株式等の買付けまたはこれに類似する行為（ただし、当社取締役会が承認したものと除きます。係る行為を、以下「大規模買付等」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。大規模買付等を行ない、または行なおうとする者（以下「買付者等」といいます。）は、予め本プランに定められる手続きに従わなければならないものとします。

- (i) 当社が発行者である株式等について、保有者の株式等保有割合が20%以上となる買付け
- (ii) 当社が発行者である株式等について、公開買付けに係る株式等の株式等所有割合およびその特別関係者の株式等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

買付者等におきましては、大規模買付等の実行に先立ち、当社取締役会に対して、当該買付者等が大規模買付等に際して本プランに定める手続きを遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下「意向表明書」といいます。）とともに、大規模買付等に対する株主及び投資家の皆様のご判断ならびに当社取締役会の評価・検討等のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）を提供していただきます。

当社取締役会は、買付者等から提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、買付者等による大規模買付等の内容の検討等を行なうとともに、独立委員会に対し買収防衛策発動の是非について諮詢します。

独立委員会は、買付者等が本プランに定める手続きを遵守しなかった場合には、原則として当社取締役会に対し対抗措置の発動を勧告します。ただし、本プランに定める手続きが遵守されている場合であっても、当該買付等が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであり、かつ対抗措置の発動が相当であると判断される場合には、例外的措置として対抗措置の発動を勧告することがあります。

また、独立委員会が対抗措置の発動を勧告するに際して、事前に株主意思の確認を得る旨の意見を述べた場合、当社取締役会は、株主意思確認総会における株主投票又は書面投票のいずれかの方法を選択し、対抗措置の発動に関する議案を付議することができます。

本プランにおける対抗措置としては、新株予約権の無償割当てを行なうこととします。

なお、本プランの有効期間は、平成32年6月開催予定の定時株主総会終結の時までとします。

#### IV. 上記Ⅱ及びⅢの取組みについての取締役会の判断及びその理由

当社取締役会は、次の理由から上記Ⅱ及びⅢの取組みが上記Ⅰの基本方針に沿い、株主の共同の利益を損なうものでなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

##### (1) 買収防衛策に関する指針の要件を全て充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を全て充足しており、かつ、企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を踏まえております。

(2) 当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、当社株式等に対する大規模買付等がなされた際に、当該大規模買付等に応じるべきか否かを株主の皆様がご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行なうこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されているものです。

(3) 株主意思を重視するものであること

本プランは、平成29年6月29日開催の当社定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただいております。その後の当社株主総会において本プランの変更または廃止の決議がなされた場合には、本プランも当該決議に従い変更または廃止されることになります。従いまして、本プランの継続、変更および廃止には、株主の皆様のご意思が十分反映される仕組みとなっています。

(4) 合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

(5) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

本プランにおいては、当社取締役会がより適切な判断を下せるようにするため、対抗措置の発動等を含む本プランの運用に関する決議および勧告を客観的に行なう取締役会の諮問機関として独立委員会を設置します。独立委員会は、当社の業務執行を行なう経営陣から独立している、当社の社外取締役、社外監査役または社外の有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士若しくは学識経験者等）から選任される委員3名以上により構成されます。

また、当社は、必要に応じ独立委員会の判断の概要について株主の皆様に情報開示を行なうこととし、当社の企業価値・株主共同の利益に資するよう本プランの透明な運営が行なわれる仕組みを確保しています。

(6) デッドハンド型若しくはスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるものとされております。従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成の交代を一度に行なうことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）ではありません。

---

(注) 本事業報告中の記載金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 連 結 貸 借 対 照 表

(平成30年3月31日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資 産 の 部)</b>		<b>(負 債 の 部)</b>	
流動資産	48,409	流動負債	35,936
現金及び預金	11,410	支払手形及び営業未払金	11,758
受取手形及び営業未収金	24,866	短期借入金	8,347
有価証券	7,600	1年内返済予定の長期借入金	6,298
貯蔵品	118	1年内償還予定の社債	2,453
前払費用	608	未払金	1,143
繰延税金資産	657	未払費用	1,970
その他	3,150	未払法人税等	1,383
貸倒引当金	△1	未払消費税等	368
<b>固 定 資 産</b>	<b>79,636</b>	賞与引当金	1,460
<b>有形固定資産</b>	<b>48,227</b>	役員賞与引当金	4
建物及び構築物	23,598	その他	748
機械装置	1,960	<b>固 定 負 債</b>	<b>11,012</b>
車両	1,308	社債	400
工具器具備品	94	長期借入金	5,150
土地	20,291	繰延税金負債	3,674
リース資産	698	役員退職慰労引当金	32
建設仮勘定	274	退職給付に係る負債	154
<b>無形固定資産</b>	<b>2,487</b>	資産除去債務	702
ソフトウェア	476	その他	897
のれん	1,439	<b>負 債 合 計</b>	<b>46,949</b>
その他	571	<b>(純 資 産 の 部)</b>	
<b>投資その他の資産</b>	<b>28,922</b>	株主資本	73,946
投資有価証券	22,695	資本金	9,154
長期貸付金	397	資本剰余金	8,758
長期前払費用	57	利益剰余金	56,923
繰延税金資産	78	自己株式	△889
退職給付に係る資産	190	その他の包括利益累計額	7,044
その他	5,516	その他有価証券評価差額金	7,190
貸倒引当金	△14	為替換算調整勘定	△187
<b>資 产 合 计</b>	<b>128,046</b>	退職給付に係る調整累計額	40
		非支配株主持分	106
		<b>純 資 产 合 计</b>	<b>81,096</b>
		<b>負債及び純資産合計</b>	<b>128,046</b>

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連 結 損 益 計 算 書

(平成29年4月1日から)  
平成30年3月31日まで)

(単位:百万円)

科 目	金 額
當 業 収 益	110,685
當 業 原 価	100,723
當 業 総 利 益	9,961
販売費及び一般管理費	3,870
當 業 利 益	6,091
當 業 外 収 益	
受 取 利 息 及 び 配 当 金	487
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	233
雜 収 入	198
當 業 外 費 用	918
支 払 利 息	179
雜 損 失	44
當 業 外 収 益	224
經 常 利 益	6,786
特 別 利 益	
固 定 資 産 売 却 益	86
投 資 有 価 証 券 売 却 益	245
補 助 金 収 入	308
特 別 損 失	640
固 定 資 産 除 売 却 損	52
減 損 損 失	0
固 定 資 産 圧 縮 損	308
當 業 外 費 用	361
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	7,065
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	2,346
法 人 税 等 調 整 額	6
当 期 純 利 益	4,712
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	13
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	4,699

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(平成29年4月1日から)  
平成30年3月31日まで)

(単位:百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
平成29年4月1日 残高	9,117	7,850	53,258	△2,489	67,736
連結会計年度中の変動額					
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)	37	37			74
剩 余 金 の 配 当			△1,052		△1,052
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			4,699		4,699
自 己 株 式 の 取 得				△6	△6
自 己 株 式 の 処 分		870		1,607	2,478
連 結 範 囲 の 変 動			17		17
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					—
連結会計年度中の変動額合計	37	907	3,664	1,600	6,209
平成30年3月31日 残高	9,154	8,758	56,923	△889	73,946

	その他の包括利益累計額				非 株 主 持 配 分	純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	為 替 換 算 定 調 整	退 職 給 付 に る 係 統 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
平成29年4月1日 残高	6,106	△191	△42	5,872	96	73,705
連結会計年度中の変動額						
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)				—		74
剩 余 金 の 配 当				—		△1,052
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益				—		4,699
自 己 株 式 の 取 得				—		△6
自 己 株 式 の 処 分				—		2,478
連 結 範 囲 の 変 動				—		17
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	1,084	4	83	1,172	9	1,181
連結会計年度中の変動額合計	1,084	4	83	1,172	9	7,391
平成30年3月31日 残高	7,190	△187	40	7,044	106	81,096

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

(単位:百万円)

科 目		金額	科 目	金額
(資産の部)			(負債の部)	
流動資産		37,751	流动負債	30,233
現金及預金	及び手形	5,764	営業未払金	10,412
受取業未収金	未収金	1,265	短期借入金	7,917
有価証券	金券品	19,425	年内返済予定の長期借入金	6,028
貯蔵	用品用具	6,399	年内償還予定の社債	2,453
前払費用	用賃料	98	リース債務	26
繰延税金資産	金	355	未払費用	511
短期貸付	金	363	未払法人税等	779
未収払込	金	1,027	未払消費税等	1,020
仮立替	金	138	預り金	90
信託受益権	益	19	前受収益	170
固定資産		2,200	賞与引当金	60
有形固定資産		74,093	固定負債	763
建物	建築物	40,136	社債	9,345
構機車	機械装置	19,121	長期借入金	400
工具	器具備品	1,013	一括債務	4,615
土	地	1,658	繰延税金負債	50
リ	資産	357	長期未払金	3,439
建	勘定	44	資産除去債務	23
無形固定資産		17,594	その他の債務	521
借入権	地	70	負債合計	294
商電施設	標記加利	274		39,578
営業	入用	998	(純資産の部)	
ソフ	フロウエア	415	株主資本	65,534
フ	ソフトウェア	0	資本金	9,154
ト	仮勘定	8	資本剰余金	8,754
ウ		12	資本準備金	7,879
エ		20	その他資本剰余金	874
ア		467	利益剰余金	47,920
ト		74	利益準備金	1,658
ウ		32,957	その他利益剰余金	46,262
エ		18,208	特定資産買換圧縮積立金	1,450
ア		9,602	退職給与積立金	300
ソ		22	別途積立金	40,093
フ		315	繰越利益剰余金	4,418
ト		486	自己株式	△295
ウ		37	評価・換算差額等	6,731
エ		115	その他有価証券評価差額金	6,731
ア		1,300		
ソ		2,824		
フ		148		
ト		△102	純資産合計	72,265
ウ			負債及び純資産合計	111,844
エ				
ア				
ソ				
フ				
ト				
ウ				
エ				
ア				
ソ				
フ				
ト				
ウ				
エ				
ア				
ソ				
フ				
ト				
ウ				
エ				
ア				
ソ				
フ				
ト				
ウ				
エ				
ア				
ソ				
フ				
ト				
ウ				
エ				
ア				
ソ				
フ				
ト				
ウ				
エ				
ア				
ソ				
フ				
ト				
ウ				
エ				
ア				
ソ				
フ				
ト				
ウ				
エ				
ア				
ソ				
フ				
ト				
ウ				
エ				
ア				
ソ				
フ				
ト				
ウ				
エ				
ア				
ソ				
フ				
ト				
ウ				
エ				
ア				
ソ				
フ				
ト				
ウ				
エ				
ア				
ソ				
フ				
ト				
ウ				
エ				
ア				
ソ				
フ				
ト				
ウ				
エ				
ア				
ソ				
フ				
ト				
ウ				
エ				
ア				
ソ				
フ				
ト				
ウ				
エ				
ア				
ソ				
フ				
ト				
ウ				
エ				
ア				
ソ				
フ				
ト				
ウ				
エ				
ア				
ソ				
フ				
ト				
ウ				
エ				
ア				
ソ				
フ				
ト				
ウ				
エ				
ア				
ソ				
フ				
ト				
ウ				
エ				
ア				
ソ				
フ				
ト				
ウ				
エ				
ア				
ソ				
フ				
ト				
ウ				
エ				
ア				
ソ				
フ				
ト				
ウ				
エ				
ア				
ソ				
フ				
ト				
ウ				
エ				
ア				
ソ				
フ				
ト				
ウ				
エ				
ア				
ソ				
フ				
ト				
ウ				
エ				
ア				
ソ				
フ				
ト				
ウ				
エ				
ア				
ソ				
フ				
ト				
ウ				
エ				
ア				
ソ				
フ				
ト				
ウ				
エ				
ア				
ソ				
フ				
ト				
ウ				
エ				
ア				
ソ				
フ				
ト				
ウ				
エ				
ア				
ソ				
フ				
ト				
ウ				
エ				
ア				
ソ				
フ				
ト				
ウ				
エ				
ア				
ソ				
フ				
ト				
ウ				
エ				
ア				
ソ				
フ				
ト				
ウ				
エ				
ア				
ソ				
フ				
ト				
ウ				
エ				
ア				
ソ				
フ				
ト				
ウ				
エ				
ア				
ソ				
フ				
ト				
ウ				
エ				
ア				
ソ				
フ				
ト				
ウ				
エ				
ア				
ソ				
フ				
ト				
ウ				
エ				
ア				
ソ				
フ				
ト				
ウ				
エ				
ア				
ソ				
フ				
ト				
ウ				
エ				
ア				
ソ				
フ				
ト				
ウ				
エ				
ア				
ソ				
フ				
ト				
ウ				
エ				
ア				
ソ				
フ				
ト				
ウ				
エ				
ア				
ソ				
フ				
ト				
ウ				
エ				
ア				
ソ				
フ				
ト				
ウ				
エ				
ア				
ソ				
フ				
ト				
ウ				
エ				
ア				
ソ				
フ				
ト				
ウ				
エ				
ア				
ソ				
フ				
ト				
ウ				
エ				
ア				
ソ				
フ				
ト				
ウ				
エ				
ア				
ソ				
フ				
ト				
ウ				
エ				
ア				
ソ				
フ				
ト				
ウ				
エ				
ア				
ソ				
フ				
ト				
ウ				
エ				
ア				
ソ				
フ				
ト				
ウ				

## 損 益 計 算 書

(平成29年4月1日から)  
平成30年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
當 業 収 益	87,096
當 業 原 価	79,744
當 業 総 利 益	7,351
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	2,168
當 業 利 益	5,182
當 業 外 収 益	
受 取 利 息 及 び 配 当 金	978
雜 収 入	134
當 業 外 費 用	1,112
支 払 利 息	139
雜 損 失	28
168	
経 常 利 益	6,126
特 別 利 益	
固 定 資 産 売 却 益	11
投 資 有 価 証 券 売 却 益	40
補 助 金 収 入	308
361	
特 別 損 失	
固 定 資 産 除 売 却 損	50
減 損 損 失	0
固 定 資 産 圧 縮 損	308
359	
税 引 前 当 期 純 利 益	6,128
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	1,820
法 人 税 等 調 整 額	△52
当 期 純 利 益	4,360

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

(平成29年4月1日から)  
平成30年3月31日まで)

(単位:百万円)

資本金	株主資本											自己株式	株主資本合計		
	資本剰余金			利益剰余金				その他利益剰余金							
	資本準備金	その他の資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	特定資産買換圧縮積立金	退職給与積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	利益剰余金合計						
	資本準備金	その他の資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	特定資産買換圧縮積立金	退職給与積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	利益剰余金合計						
平成29年4月1日 残高	9,117	7,842	3	7,846	1,658	1,483	300	36,993	4,177	44,612	△1,895	59,680			
事業年度中の変動額															
新株の発行 (新株予約権の行使)	37	37		37							—	74			
特定資産圧縮積立金の取崩				—		△32			32		—	—			
剰余金の配当				—					△1,052	△1,052		△1,052			
別途積立金の積立				—				3,100	△3,100		—	—			
自己株式の処分			870	870							—	1,607	2,478		
自己株式の取得				—							—	△6	△6		
当期純利益				—					4,360	4,360		4,360			
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)				—							—	—			
事業年度中の変動額合計	37	37	870	907	—	△32	—	3,100	240	3,308	1,600	5,853			
平成30年3月31日 残高	9,154	7,879	874	8,754	1,658	1,450	300	40,093	4,418	47,920	△295	65,534			

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成29年4月1日 残高	5,758	5,758	65,439
事業年度中の変動額			
新株の発行(新株予約権の行使)		—	74
特定資産圧縮積立金の取崩		—	—
剰余金の配当		—	△1,052
別途積立金の積立		—	—
自己株式の処分		—	2,478
自己株式の取得		—	△6
当期純利益		—	4,360
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	972	972	972
事業年度中の変動額合計	972	972	6,826
平成30年3月31日 残高	6,731	6,731	72,265

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成30年5月14日

丸全昭和運輸株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 鈴木 聰 (印)  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 奥見正浩 (印)  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、丸全昭和運輸株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、丸全昭和運輸株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成30年5月14日

丸全昭和運輸株式会社

取締役会御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 鈴木 聰 印  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 奥見正浩 印  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、丸全昭和運輸株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第116期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第116期事業年度の取締役の職務の執行について、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1)監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2)各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上のことから、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

## 3. 後発事象

特に記載すべき事項はありません。

平成30年5月17日

丸全昭和運輸株式会社 監査役会

常勤監査役（社外監査役）	濫 谷 康 弘	印
常勤監査役	山 形 正 治	印
監 査 役（社外監査役）	竹 内 伸 行	印
監 査 役（社外監査役）	佐 藤 昭 雄	印

以 上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金処分の件

当社は株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題のひとつと考え、長期的に安定した配当の維持を基本としながら、企業体质の強化と今後の事業展開等を勘案して以下のとおり期末配当およびその他の剰余金の処分をさせていただきたいと存じます。

#### 1. 期末配当に関する事項

##### ① 配当財産の種類

金銭といたします。

##### ② 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金6円50銭といたしたいと存じます。

また、この場合の配当総額は632,450,747円となります。

##### ③ 剰余金の配当が効力を生じる日

平成30年6月29日といたしたいと存じます。

なお、本議案が原案どおり承認可決された場合、年間配当金は、中間配当金5円50銭とあわせまして、前期に比べ1円増配の12円となります。

#### 2. その他の剰余金の処分に関する事項

##### ① 減少する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金 3,100,000,000円

##### ② 増加する剰余金の項目とその額

別途積立金 3,100,000,000円

## 第2号議案 株式併合の件

### 1. 株式併合を必要とする理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、国内上場会社の普通株式の売買単位を100株に集約することを目指しております。

当社は、東京証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を尊重し、当社株式の売買単位である単元株式数を現在の1,000株から100株に変更するとともに、証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準（5万円以上50万円未満）にすることを目的として、株式の併合を行うものであります。

### 2. 株式併合の内容

#### (1) 併合する株式の種類および割合

当社普通株式について、5株を1株に併合いたしたいと存じます。

なお、株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき、全ての端数株式を当社が一括して売却処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて交付いたします。

#### (2) 株式併合の効力発生日

平成30年10月1日

#### (3) 効力発生日における発行可能株式総数

40,000,000株

#### (4) その他

本議案にかかる株式併合は、第3号議案「定款一部変更の件」が承認可決されることを条件といたします。

なお、その他手続上の必要な事項につきましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

## 第3号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

- (1) 第2号議案「株式併合の件」が承認可決されることを条件として、現行定款第6条が規定する発行可能株式総数を株式併合の割合に合わせて減少させるとともに、全国証券取引所による「売買単位の集約に向けた行動計画」に対応して当社株式の売買単位を100株とするため、現行定款第8条に規定する単元株式数を1,000株から100株に変更するものであります。
- (2) 上記(1)の変更の効力は、第2号議案の株式併合の効力発生日をもって生ずるものとする旨の附則を設けるものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第2章 株 式 (発行可能株式総数)	第2章 株 式 (発行可能株式総数)
第6条 当会社の発行可能株式総数 は、 <u>1億9,700万株</u> とする。 (単元株式数)	第6条 当会社の発行可能株式総数 は、 <u>4,000万株</u> とする。 (単元株式数)
第8条 当会社の1単元の株式数は、 <u>1,000株</u> とする。 (新 設)	第8条 当会社の1単元の株式数は、 <u>100株</u> とする。 (附 則)  <u>第6条および第8条の変更は、平成30年10月1日をもって効力が発生するものとする。</u> <u>なお、本附則は効力発生日経過後、これを削除する。</u>

## 第4号議案 取締役16名選任の件

取締役全員（17名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、1名減員し、取締役16名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	あさ い とし ゆき 浅井俊之 (昭和20年6月27日生)	昭和43年3月 当社入社 平成8年10月 当社中部支店長 平成13年6月 当社取締役 平成17年6月 当社常務取締役 平成21年6月 当社代表取締役専務 平成24年6月 当社代表取締役社長（現任）	78,000株
2	おお にし けい じ 大西敬二 (昭和22年12月21日生)	昭和45年3月 当社入社 平成16年4月 当社関西支店長 平成17年6月 当社取締役 平成19年6月 当社常務取締役 平成24年6月 当社代表取締役専務（現任） 平成24年6月 当社営業本部長（現任）	72,000株
3	なか むら まさ ひろ 中村匡宏 (昭和35年8月29日生)	昭和62年7月 当社入社 平成11年4月 当社経営企画室長 平成11年6月 当社取締役 平成13年6月 当社常務取締役（現任）	1,104,000株
4	か やま ひとし 加山等 (昭和27年2月14日生)	昭和49年3月 当社入社 平成13年12月 当社物流企画部長 平成21年6月 当社営業開発部長 平成21年6月 当社取締役 平成21年6月 当社営業本部副本部長（現任） 平成27年6月 当社常務取締役（現任）	41,000株
5	すず き ひで あき 鈴木秀明 (昭和27年11月23日生)	昭和53年3月 当社入社 平成20年6月 当社海外事業部長 平成20年6月 当社中国室長 平成23年6月 当社取締役 平成25年4月 当社海外事業推進部長 平成27年6月 当社常務取締役（現任） 平成27年6月 当社海外物流本部長 平成29年4月 当社海外事業本部長（現任） 〔重要な兼職の状況〕 マルゼン・オブ・アメリカ インコーポレイテッド取締役社長 丸全電産儲運(平湖)有限公司董事長	16,000株

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
6	なか の まさ や 中野正也 (昭和28年7月2日生)	昭和52年3月 当社入社 平成17年4月 当社総務部長 平成21年6月 当社取締役 平成28年6月 当社常務取締役（現任）	26,000株
7	いし かわ けん いち 石川健一 (昭和28年9月19日生)	昭和53年3月 当社入社 平成19年6月 当社経理部長 平成24年6月 当社取締役 平成29年6月 当社常務取締役（現任）	17,000株
8	りゅうこうでん ひで たか 龍康殿秀尊 (昭和32年5月10日生)	昭和56年3月 当社入社 平成23年4月 当社物流品質環境部長 平成24年4月 当社川崎支店長 平成27年6月 当社取締役 平成29年6月 当社常務取締役（現任）	21,000株
9	わか お まさ みち 若尾正道 (昭和33年1月8日生)	昭和57年3月 当社入社 平成23年4月 当社関東支店長 平成27年6月 当社取締役 平成29年6月 当社常務取締役（現任）	16,000株
10	おか だ ひろ つぐ 岡田廣次 (昭和33年12月1日生)	昭和57年3月 当社入社 平成21年6月 当社中部支店長 平成27年6月 当社取締役 平成27年10月 当社関西支店長 平成29年6月 当社常務取締役（現任）	18,000株
11	の ぐち とし ひで 野口利英 (昭和35年8月1日生)	平成2年2月 当社入社 平成27年4月 当社鹿島支店長 平成29年4月 当社役員付部長 平成29年6月 当社取締役（現任） 〔重要な兼職の状況〕 丸全水戸運輸株式会社代表取締役社長	10,000株
12	しま だ りょう じ 嶋田良二 (昭和35年10月1日生)	昭和54年10月 当社入社 平成25年4月 当社関西支店長 平成27年10月 当社中部支店長 平成29年6月 当社取締役（現任）	9,000株
13	あん どう ゆう いち 安藤雄一 (昭和40年4月15日生)	平成元年3月 当社入社 平成25年4月 当社営業企画部長 平成28年4月 当社営業企画部長兼3PL事業部長 平成29年6月 当社取締役（現任） 〔重要な兼職の状況〕 丸全北海道運輸株式会社代表取締役社長	9,000株

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
*14	ふく だ しゅん じ 福 田 俊 司 (昭和28年12月12日生)	昭和51年4月 昭和電工株式会社入社 平成20年1月 昭和電工株式会社執行役員 平成23年3月 昭和電工株式会社取締役執行役員 平成27年1月 ユニオン昭和株式会社取締役社長 平成30年1月 ユニオン昭和株式会社相談役(現任)	—
15	ない とう あき のぶ 内 藤 彰 信 (昭和23年12月12日生)	昭和46年4月 三菱商事株式会社入社 平成10年7月 米国CALIFORNIA OILS CORP. 社長 平成14年6月 国際埠頭株式会社代表取締役社長 平成14年6月 株式会社ケー・エフ代表取締役社長 平成21年6月 国際埠頭株式会社顧問 平成23年6月 当社社外取締役(現任)	—
16	うめ わか かず こ 梅 若 和 子 (昭和21年7月18日生)	平成13年12月 特別非営利法人日本伝統文化交流協会理事長(現任) 平成17年10月 Umewaka International株式会社代表取締役社長 平成20年6月 Umewaka International株式会社代表取締役(現任) 平成23年5月 飛騨川温泉土地株式会社代表取締役社長 平成27年2月 飛騨川温泉土地株式会社代表取締役(現任) 平成28年6月 当社社外取締役(現任)	—

(注) 1. \*印は、新任の取締役候補者であります。

2. 鈴木秀明氏は、上記の[重要な兼職の状況]とは別に、PT. Maruzen Samudera Taiheiyo (マルゼン・サムデラ・タイヘイヨー) の代表取締役副社長を兼務しており、当社は同社と継続的な取引があります。その他の各候補者につきましては、当社との間に特別の利害関係はありません。
3. 内藤彰信および梅若和子の両氏は、社外取締役候補者であります。
4. 内藤彰信氏は、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に反映していくため、また当社から独立した立場にあり、当社のコーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため、社外取締役としての選任をお願いするものであります。
5. 梅若和子氏は、飛騨川温泉土地株式会社の代表取締役として長年の経営に携わり、その豊富な経験と知識を活かし、グローバルかつ女性の視点から、当社の経営を監督していただくと共に、今後さらに推進すべく女性の活躍に貢献していただけると判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。
6. 内藤彰信氏および梅若和子氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、それぞれの社外取締役としての在任期間は、本総会終結時をもって、内藤彰信氏が7年、梅若和子氏が2年となります。
7. 当社は、内藤彰信および梅若和子の両氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。その内容の概要は、事業報告中の「2. 会社の現況 (3) 会社役員の状況」における「③社外役員に関する事項」の「ハ. 責任限定契約の内容の概要」(13頁)に記載のとおりであり、内藤彰信および梅若和子の両氏の再任が承認された場合は、両氏との間で当該契約を継続する予定であります。
8. 当社は、内藤彰信および梅若和子の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏の再任が承認された場合は、当社は両氏を独立役員として継続する予定であります。

以上

## 第116回定期株主総会会場のご案内図

会場…横浜市中区尾上町一丁目8番地 関内新井ビル11階

関内新井ホール

電話 045-681-6763

○ J R 線／関内駅下車徒歩2分

○ 横浜市営地下鉄／関内駅下車徒歩1分

○ みなとみらい線／日本大通り駅下車徒歩10分

○ バス／市庁前下車徒歩1分

